

全建事発第 111 号
平成 28 年 3 月 29 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

**官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は
主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について**

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、このたび国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
長より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業
へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部事業企画課 川上

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

在籍出向可能範囲通知書

商号
代表者

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

下記の組合及び組合員から構成される集団について、平成28年3月24日付け国土建第483号1.(1)の要件に適合することを通知する。この通知書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

記

(1) 官公需適格組合の概要

組合名:

住所:

証明書番号::

有効期間:

経済産業局名:

(2) 組合員

①集団を構成する組合員(主任技術者又は監理技術者の在籍出向可能)

No.	組合員名	住所	建設業 許可番号	経営事項審査 取得の有無
1	A社		00-00000	未受
2	B社		00-00000	未受

②集団に含まれない組合員(主任技術者又は監理技術者の在籍出向不可)

No.	組合員名	住所	建設業 許可番号	経営事項審査 取得の有無
1	C社		00-00000	受
2	D社		なし	未受

※①の組合員から在籍出向したものを工事の主任技術者又は監理技術者として配置した場合は、①及び②に記載された企業と下請契約を締結することは出来ない。

以上

(別紙 3)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

共同施工証明書

商号(発注者)
代表者 殿

所在
商号(組合名)
代表者 印

当組合は、当組合に所属する組合員と下請契約を締結しないことを証明します。

記

官公需適格組合の概要

組合名:

住所:

証明書番号::

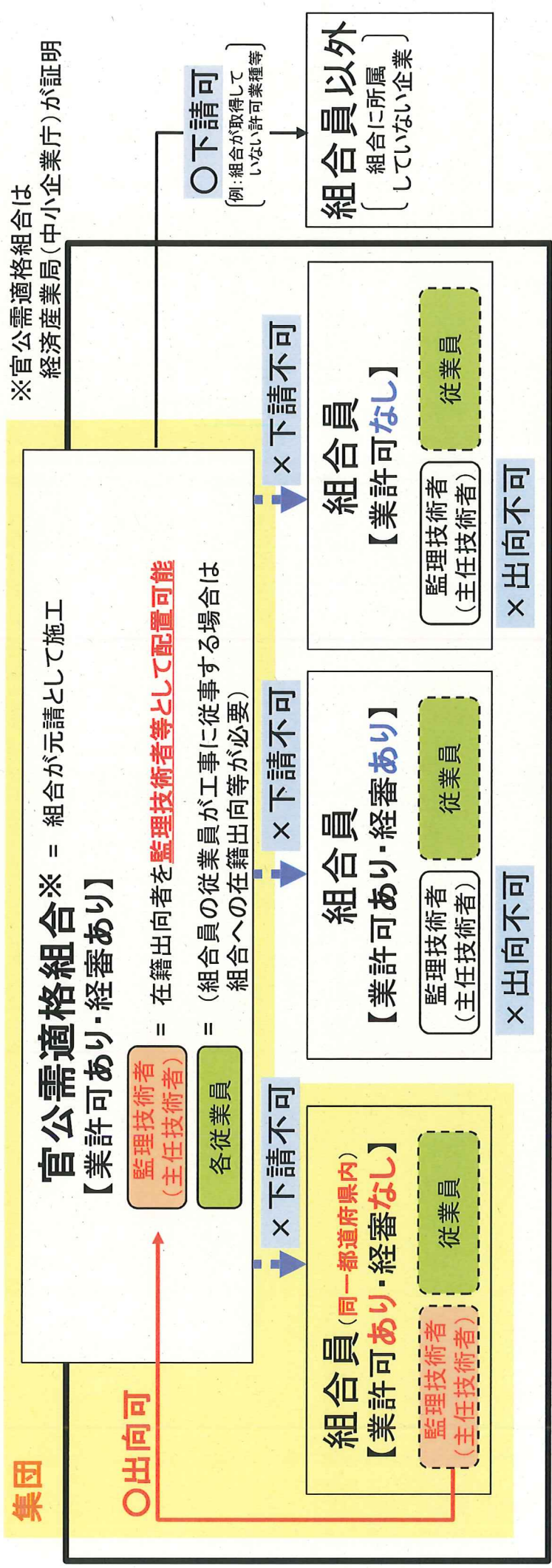
有効期間:

経済産業局名:

以上

官公需適格組合と在籍出向技術者の取扱いについて

集団



【要件】

- (1) 集団の要件
- 1) 集団が、一の組合の全て又は一部の組合員から構成されること
 - 2) 組合が、①建設業者であり、かつ②官公需適格組合であること
 - 3) 集団を構成する組合員全てが、以下の全てを満たすこと
 - ①建設業者であり、②経営事項審査を受けておらず、③本店が組合の本店と同一都道府県内にあること
- (2) 施工時の要件
- 1) 施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(集団に含まれない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。
 (※当該組合に属さない建設業者に下請契約することは差し支えない。)

※(1)については国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認を受けなければならない
 ※在籍出向者を監理技術者等として配置しない場合は、各要件は課されない